

# 介護保険負担限度額認定申請書

令和3年8月1日

(申請先) くすのき広域連合 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ	くすのき たろう										
被保険者氏名	くすのき 太郎 印										
	被保険者番号	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8
生年月日	昭和 12年 4月 1日	性別	男・女								
住所	〒570-0033 守口市大宮通1丁目13番7号 守口市市民保健センター内 ① 連絡先 06-6995-1516										
入所(院)した介護保険施設の住所及び名称(※)	〒570-0033 守口市大宮通1丁目13番7号 守口市市民保健センター内 ①-2 特養くすのき 連絡先 06-6995-1516										
入所(院)年月日(※)	令和3年 4月 1日	(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記載不要です。									

配偶者の有無	有・無 左記において、「無」の場合は、以下「配偶者に関する事項」については、記載不要です。										
配偶者に関する事項	フリガナ	くすのき はなこ									
	氏名	くすのき 花子									
	生年月日	昭和 16年 4月 1日	②	個人番号	999999999999						
	住所	〒570-00 守口市京阪本通2-2-5									
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)	〒									
課税状況	市町村民税 課税・非課税 ※配偶者「有」のときは必ずどちらかに○をしてください。										

収入・預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者/市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者									
	<input type="checkbox"/>	②市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】(受給している年金に○して下さい)の収入額、その他の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除いた額)の合計額が年額80万円以下です。かつ、預貯金、有価証券等の金額の合計が、650万円(夫婦は1650万円)以下です。 ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、児童年金を含みます。以下同じ。									
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】(受給している年金に○して下さい)の収入額、その他の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除いた額)の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。かつ、預貯金、有価証券等の金額の合計が、550万円(夫婦は1550万円)以下です。									
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】(受給している年金に○して下さい)の収入額、その他の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除いた額)の合計額が年額120万円を超えます。かつ、預貯金、有価証券等の金額の合計が、500万円(夫婦は1500万円)以下です。									
	預貯金額	③-1	有価証券(評価換算額)	③-2	その他(現金・負債を含む)	③-3	円				

※申請日から直近2ヶ月以内に記帳を行い、1円単位で記載(0円の場合は0円と記載)する必要があり、記載不備の場合は受付できませんので、ご注意ください。  
 預金通帳等を複数保有している場合は、そのすべてを合計した金額を記入してください。  
 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、①から④の区分にかかわらず、預貯金、有価証券の金額の条件は、合計が1000万円(夫婦は2000万円)以下であることとなります。

申請者氏名	申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。									
申請者住所	④ 連絡先(自宅・勤務先)									
	本人との関係									

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

くすのき広域連合

記入例は下記の「介護保険負担限度額認定申請書」の記入方法及び注意事項についてをご参照ください。

総務課長	収入課長	介護課長	支所長	支所副長
------	------	------	-----	------

## ＜介護保険負担限度額認定申請書＞及び＜同意書＞の 記入方法及び注意事項について

### ＜介護保険負担限度額認定申請書＞

#### ●被保険者に関する事項

① 被保険者の方の氏名と被保険者証に記載されている住所、被保険者番号等を記入してください。

①-2 特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所されている方は、入所先の施設名、所在地、入所年月日を記入してください。ショートステイを利用している場合は、記入不要です。

#### ●配偶者に関する事項

② 配偶者がいる場合は、「有」に○をつけ、配偶者の氏名、生年月日、配偶者の市町村民税の課税状況等を記入してください。配偶者がいない場合は、「無」に○をつけてください。その場合は、配偶者の氏名等は記入不要です。

(配偶者の有無は、認定に必要な情報ですので必ず記入してください。)

なお、以下の場合は配偶者に含まれます。

- ・婚姻届を提出していない事実婚の場合
- ・長期の別居や事実上離婚状態にある場合

なお、以下の場合は、配偶者に含まれません。

- ・DV防止法における配偶者からの暴力があった場合
- ・行方不明の場合（単に所在を把握していないだけの場合を除く）

※本人が市町村民税非課税世帯に属している場合でも、配偶者が課税されている場合は、負担限度額の適用を受けることができません。

#### ●収入・預貯金等に関する申告

③ 生活保護受給者や市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者は、①にチェックをいれてください。

それ以外の方は、②から④のうち、本人の収入と預貯金の金額の状況が該当するものにチェックをいれてください。

また、遺族年金または障害年金を受給している場合は、受給している年金の種類に○をしてください。

配偶者有の場合は、本人と配偶者の預貯金等の合計額を記入してください。（本人と

配偶者以外の資産については、記入不要です。) 記入欄が足りない場合は、余白に記入するか、別紙に記入の上添付してください。

**なお、預貯金等の合計額(負債額は差し引きます。)が、「収入・預貯金等に関する申告」の右欄の、②の場合は650万円(夫婦は1650万円)、③の場合は550万円(夫婦は1550万円)、④の場合は500万円(夫婦は1500万円)を超える場合は、負担限度額の適用を受けることができません。**

※生活保護受給者の方は、「預貯金額」「有価証券(評価概算額)」「その他(現金・負債を含む)」の記入は不要です。

〈申告が必要な資産〉

- ③-1 預貯金額の欄には、預貯金(普通・定期等)の合計額を記入してください。  
※直近2ヶ月以内に記帳した通帳の写し(口座番号・契約者名等の記載されたページと最終残高が記載されたページ)を添付してください。  
※お持ちの通帳全てについて添付してください。  
定期預金の場合通帳または証書の写しを付けてください。
- ③-2 有価証券(株式・国債・地方債・社債・投資信託など)の合計額を記入してください。  
・金、銀(積立購入を含む)などの購入先の残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属もこちらに記載してください。  
・額面金額ではなく時価評価額で記載してください。合計額の計算を行う場合、(時価評価額×保有数)で概算額を計算してください。  
・挙証資料として、評価額(申請日時点で可)と保有数がわかる書類を添付してください。
- ③-3 その他の資産の合計額を記入してください。  
現金、負債(借入金・住宅ローンなど)  
※負債がある場合は、確認できる書類(借用証書等)の写しを添付してください。預貯金等の額から差し引きます。

詳細は下記の表のとおりです。

申告が必要な資産 (申請日より直近2ヶ月前までの写し)	・預貯金(普通・定期等) ・有価証券(株式・国債・地方債・社債など) ・金、銀(積立購入を含む)などの購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 ・投資信託 ・現金
--------------------------------	--

<p>添付が必要な書類 (申請日より直近2か月前までの写し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負債 (借入金・住宅ローンなど)</li> <li>・通帳の写し (銀行名、支店名、口座番号、名義のわかる部分と、最終残高がわかる部分：以下同じ。インターネットバンクであれば口座残高頁の写し)</li> <li>・証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)</li> <li>・購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)</li> <li>・銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)</li> </ul>
<p>申告が不要な資産 (記入する必要はありません)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険 (保険事故への備え)</li> <li>・自動車 (価値の確認が困難)</li> <li>・腕時計、宝石など時価評価額の把握が困難である貴金属</li> <li>・その他高価な価値のあるもの (絵画・骨董品・家財など)</li> </ul>

●申請者に関する欄

④ ご本人以外の方が提出される場合に、提出者の氏名、ご本人との関係、連絡先等を記入してください。家族以外の方が提出される場合は委任状が必要となります。

(申請者が被保険者本人の場合は記入不要です。また、成年後見人等が本人に代わって申請する場合は、成年後見人等の氏名等を記入してください。その際は委任状は不要です。)

<同意書>

本人が署名の上、押印してください。署名ができない場合は、代筆である旨記入し、代筆者の氏名、続柄を追記してください。

(代筆例) ○○ ○○ ㊞ 代筆者 ○○ ◇◇ 妻

また、配偶者が有の場合は、預貯金の有無に関わらず、配偶者も署名してください。